

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	精神障害者ステップアップ奨励金	事業開始年度	平成20年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	担当課室	障害者雇用対策課 地域就労支援室	地域就労支援室長		
会計区分	一般会計	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者の雇用の促進等に関する法律第6条、第9条、第10条、第11条 雇用対策法第4条第1項第8号	関係する計画、通知等	重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神障害者の特性を踏まえ一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら、常用雇用への移行を促進する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	精神障害者は就業が可能であっても、直ちには一般被保険者の適用となる20時間以上働くことが困難な者が多いこと、事業主側にとっては一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要があることから、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、1週間の就業時間10時間以上20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指す。奨励金は短時間就業を実施している期間中、対象障害者1人当たり月2万5千円を支給する。					
実施状況	21年度ステップアップ雇用を開始した者 330人 21年度にステップアップ雇用期間が終了した者のうち常用雇用へ移行した者の率 46%					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	71	203	212	199
	執行額	—	3	34		
	執行率	—	4.2%	16.7%		
	総事業費(執行ベース)	—	3	34		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先:事業主 各四半期ごとに、翌月15日までに、実施状況の報告を都道府県労働局から提出してさせており、ステップアップ雇用の開始者数、継続者数、終了後の状況(常用雇用へ移行、ステップ雇用を終了せず離職等)を把握している。				
	見直しの余地	平成20年度は事業開始年度であり、周知に時間を要したこと等のため執行率が低かったと考えられる。平成21年度以降は、制度が定着してきたことや精神障害者の求職者が引き続き急増していることに鑑み、今後も周知を徹底するとともに引き続き実施していきたい。				
予算監視の・効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映)  毎年度恒常的に不要が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
補記						

厚生労働省  
34百万円

※金額は平成21年度実績



【予算示達】  
A.都道府県労働局(47局)  
34百万円



B.事業主  
231件  
34百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるように  
 記載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	34			
計		34	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0